

火は見てるあなたが離れるその時を

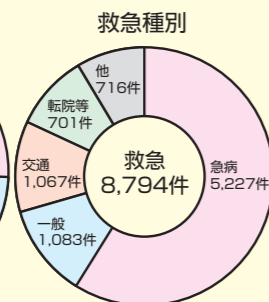
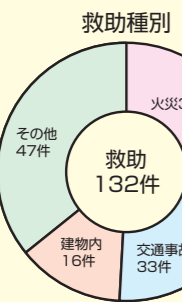
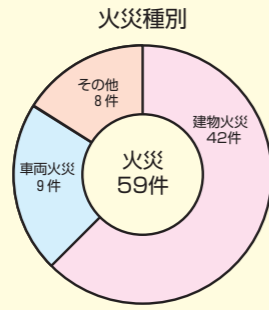
— 2007年度全国統一防火標語 —

住み慣れた街の安心防火から

— 入間東部地区消防組合防火標語 —

火災・救急・救助の出場状況 平成19年中 (1月~12月)

- 出火原因 —
- 放火(疑念) 12件
 - ガスコンロ 12件
 - タバコ等 8件
 - 電気装置 5件
 - ストーブ 4件
 - 焚き火等 3件
 - 溶接 2件
 - その他 7件
 - 不明・調査中 8件



春の火災予防運動を実施
(3月1日~7日)

火災は、火を使用する機会が多い冬季から春季にかけて多く発生します。この時期は空気が乾燥し、強い風が吹く事のため、一度火災が発生すると、大火災になるおそれがあります。また、平成19年中、火の取り扱いの誤りによる火災が多く発生しています。

消防署では、火災予防運動期間中、火災予防キャンペーンを実施。住民のみなさんに防災意識を高めていただき、火災の発生を防止し、万一発生しても、被害を最小限に止めることにより、尊い生命と貴重な財産を守る事を目的としています。また、家庭内に潜む火災の危険を未然に防ぐ目的で、一般家庭の防火診断を実施し、住宅用火災警報器設置と、不適正販売の注意を促しました。その他、大型店舗などを対象に、特別査察を実施しました。



風船の配布ほか、大地震の揺れを体験していただきました。

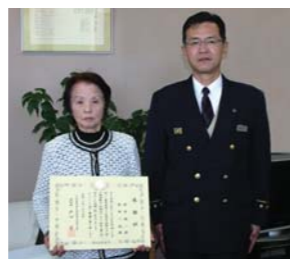


お子様にも消火器での初期消火を体験していただきました。



2月9日に、さいたま市で開催された、第45回関東救急隊員学術研究会で、当消防組合・関桂一救急救命士の演題が採用され、関東各地から来場した医師や看護師・救急隊員にむけ、救急医療の向上を目的とした発表が行われました。

関東救急隊員学術研究会
演題発表



新井二枝さん 消防長

平成19年11月に、ふじみ野市内で発生した建物火災で、早期通報と初期消火に当たり、被害を最小限に防ぎ止めていただきました。新井昭一さん、二枝さんに、感謝状を贈りました。

初期消火協力者に
感謝状

藤久保中学PTA (救急訓練)



●質問も多く、みなさん積極的な態度で訓練に参加。

竹間沢公民館・高齢者防火教室



●火災予防に関する講義をみなさん真剣に受講。

三芳小学校PTA (救急訓練)



●三芳小にも設置してある、AEDの取り扱いなどを訓練。

訓練模様

Q 消防職員と消防団員の違いは何でしょうか？
A 消防職員は、地方公務員として採用され、消防隊員・救急隊員・救助隊員・本部員としてそれぞれ勤務し、隊員は、24時間体制で災害や救急要請に備えています。消防団員は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、災害が発生すると、消防団車庫に集結し、災害現場に急行する、非常勤公務員という身分です。自営業、農業、会社員など、様々な職種の人が在籍する消防団は、終業時間が異なるため、終業後に集まって訓練する事が困難です。そのため、始業前の早朝に集まり、地域を守るために訓練する事もあります。

女性の消防団員も活躍しており、火災予防啓発活動などを行っています。

消防団員は、三芳町に在住の18歳~45歳(女性団員は60歳まで)の健康な方なら入団できます。(日本国籍を有する等の条件有)住民のみなさまのご協力をお願いいたします。

●消防団に関する問い合わせ
 消防本部 警防課
 ☎26116659



みんなの消防 入間東部地区消防組合

三芳町・富士見市・ふじみ野市

〒356-0052 富士見野市苗間1-13-28
 TEL 049(261)6000 (代) FAX 049(261)4395 (代)
 HP http://www.irumatohbu119.jp/
 Email shobo@irumatohbu119.jp (代)
 火災の問い合わせ 049(263)0119(テープ案内)
 救急病院の御案内 049(261)6000(休日・夜間)

あなたの家は、「住宅用火災警報器」設置しましたか？

— 設置例 —



住宅火災による死者の7割が「逃げ遅れ」によるものです。住宅火災による被害を減らすため、全国的な緊急対策がとられました。平成16年6月に消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。当消防本部では火災予防条例を改正し、平成18年6月1日から新築住宅に適用になりました。今お住まいの住宅は、平成20年6月1日から義務となります。罰則はありませんが、火災の早期発見を知らせる住宅用警報器は、大切な命を守るために有効です。皆様のご協力をお願いします。

住宅用火災警報器Q&A

- Q** 「住宅用火災警報器」とは？
A 火災の煙や熱を感知し、警報などで知らせる機器で、煙に反応する「煙式」、熱に反応する「熱式」があります。
- Q** 必ず設置しないとイケないのですか？
A 消防法の改正により、すべての住宅に設置が義務付けられています。
- Q** 罰則はありますか？
A 罰則規定はありません。住宅防火の基本は自己責任です。
- Q** 「住宅用火災警報器」は、どこで購入できますか？
A ご近所のホームセンターや、防災設備業者、家電販売店などでも取り扱っています。
- Q** 値段はどれ位しますか？
A 種類にもよりますが、5,000円前後で購入できます。
- Q** 自分で取り付けられますか？
A 壁掛時計を取り付ける要領で、ネジやフックで簡単に設置することができる種類もあります。
- Q** どんな物を購入すれば良いのですか？
A 品質保証の目安として、NSマーク(日本消防検定協会が付いているもの)を選びましょう。

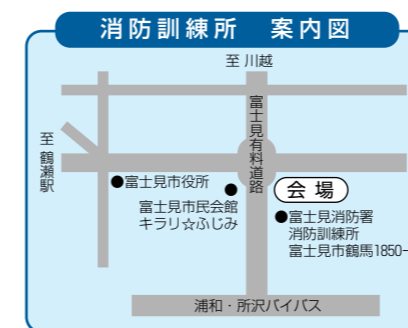
悪質訪問販売にご注意ください

- 不適正な価格や、「設置しないと罰せられる」などと脅し、強引に売りつける悪質業者にご注意下さい
 - 消防職員や消防団員が訪問販売をする事は一切ありません。点検業者による点検はありません。
 - 不審に思ったら、ハッキリ購入を拒否してください。また、押印やサインを断ってください。
- ・悪質訪問販売に関する窓口(月~金・9時~17時)
 三芳町役場産業振興課 ☎049(258)0019
- ・設置相談などに関する窓口(月~金・9時~17時)
 住宅用火災警報器相談室 ☎0120-565-911
 消防本部予防課 ☎049-261-6007



日本消防検定協会の
鑑定マーク

「住宅用火災警報器」の設置期限 平成20年6月1日まで。



災害に即応する技術向上を目的に、約350人の隊員が、日頃訓練した救助技術を競い合います。

●5月20日(火)、午前9時から、富士見市にある当消防組合消防訓練場で、川越市や所沢市など、近隣10消防本部の参加により、救助技術の正確さ・迅速さを競う、救助技術指導会を開催します。見学は自由ですが、駐車場が多数ございませんので、公共機関のご利用をお願いします。住民の皆様からの応援をお待ちしております。

問い合わせ 消防本部総務課
 ☎26116004

埼玉県第2ブロック
消防救助技術指導会
を開催します。